

会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会 第4回会議
開催日時	平成17年 6月 17日（金） 午後 1時30分から 午後 3時15分まで
開催場所	玉村町役場 小会議室
出席者	出席者13名 欠席者2名
欠席者	
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 1 意見集約について意見発表 2 玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会条例（案）について 3 自治基本条例（仮称）の策定課程のHPでの公開について ・その他 次回会議日程
会議経過	別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議資料	別添のとおり

会 議 経 過

1. 開会：事務局

第4回の会議を始めさせていただきます。会長の挨拶に続き始める。

2. あいさつ：会長

今回第4回の会議は、予定では骨子づくりとなっております。皆様からの意見をいただいた、集約表を基に、意見を頂きます。ご協力よろしくお願ひいたします。

3. 協議事項

意見集約について意見交換

・会長

集約表に基づいて意見交換とそれから、なぜこの条例が必要なのか、意見を頂きたい。

・委員

前文の所で、2P2行目に玉村町の規定があるが、これについて11日朝日コラムからテレビでやっていたがどこかの田舎に行くと、月10万円で暮らせる村があると出て話題を呼んでいる。近所つきあいの話しで、近所で頂いたらまたお返しをする、そうして近所つき合いをやっていかないと、10万円では生活をやっていけないことの様だ。

この記事を書いた人は「私は近所つき合いが得意でない」とすると馴染めないと書いている。

昔の農村型を思うと、誰か困っている人がいたらみんなで助け合って行くのが良い、と考えるが、マンション生活をしている人は、あまりべたべたしたことは受け入れないものがあるかもしれない。そうすると玉村町の性格を規定する場合に、昔流がいいという前提条件だけで考えないで、都市型も考慮に入れて、プライバシーに踏み込まない考えも必要だと思った。

・会長

心の準備も入れながら協議してくことも必要ですね。

・委員

町内の役員会でいろいろな意見が出るが、区の行事に参加しないと2000円の負担がある。アパートの住人と元から住んでいる農家と条件が異なる。そうすると今まで通りで良いのか。そういったものを思うと今の意見に賛成だ。

・委員

提言と言う形で出さして頂いたが、自治のことを考えた場合、最終的には相互扶助になってくるのか、その中で関わりすぎる、限界を超えると問題が起きる、しかし範囲を想定しながらやっていく、世の中の構成員としての自覚が必要だし、それに気づいてもらうことが必要だ。区で昨年から行っている草刈りも地域興しとして強制ではなく出られる人が出る。120人くらい出てくれ区長が驚いている。

職員、住民の意識も重要であり、ゴミも捨てたら困る人がいる、困る人の身になって気づこうじゃないか。

一過性のものであってはならない訳で、将来町が合併したとしてもこういうものが残っていることがあれば良いとして、こういったことから書いてみた。

・委員

今の意見は非常に大切なことだと思う。例えば災害派遣などの場合田舎と都会では協力の

度合いが全く違う様に感じます。都会の人達は周りで見ている、一方田舎の人達はシャベルなんかを持って手伝う。こんなイメージを感じている。

・委員

そうですね、関西の震災ではまず不満が出て来た、新潟では来ていただいてありがたい、感謝の言葉、そういう傾向があったようですね。

・委員

お互いに助け合う協力しあう、そういう雰囲気など普段からしっかり養う、こういうのが大切だと言うことを入れたいですね。

・委員

きっかけがなくて出来なかったことを組長だけで良いからやって、地域にお手本を示す、ここから始めようとやった。役場が経費節減で出来なくなった時、誰かやらないとならない。税金を払う方がいいか、自分たちでやるのが良いかこういう話しも出てくる

1つのきっかけがあれば色々と協力が得られるのではないか。

・委員

川井地区では中高年の長寿会へ年齢的には入れるがまだ入らない、しかし何かしたいという方達でボランティアグループを作り、なにをすとか具体的には無いが“にしきの園“で何かあったら駆けつけようじゃないかとか話していました。こういう意識は結構育っていますね。

・委員

私も年齢的には長寿会に入れるがちょっとまだ抵抗がある。しかし何かをしたい思いはある。

・委員

それは私も全面的に賛成だけれども一抹の不安がある。この基本条例と言うのは町の最高憲法だと言うけれども、現実には長期計画があって個々の条例があって出来上がっている。自治基本条例の中で何を考えるか。そうすると基本的なものの考え方、価値観を出して行くことが必要ではないか。その上にたって長期計画、町の条例についても議論をして良い町にしよう、ところが今の発言を聞いていると、私も含めて年代を感じるものがあるようだ、しかし他にもあるよと言うところを聞いておかないと、良いことをしようといって誰も反対はしないが、私は関係ないよとなる。実のあるものをやろうとするためには、こういう考え方もありますよと出して置くとなお良いと思う。

・委員

基本条例は住民参加であると思うが、この参加を1つ1つの作業をやるための参加とは思っていなかった。

何かをつくる、その時に意見を求められると思っていた。行政に参加出来ると思っていたが、草刈りなどで参加をする住民参加は少し抵抗がある、そう思っていた。町民が参加して町を動かせるような、そういう意味の住民参加が良いなと思っていた。

・委員

町に三大まつりがある、産業際はあれだけ盛り上がっている。しかしふるさと祭りは少し違う、企画の段階でどう関わり合うか、実行段階でどうかなど。

・委員

私は両方だと思う。両方が相まって住民と町、議会、地域で良い社会が出来ると思う。

・委員

この条例を高見から見るか住民レベルで見るか、どちらにしても難しいが、ベッドタウン化、リストラになってしまった人、リストラにならないまでも過労死寸前のような極限的な勤務で、休みは寝るだけで偶に家庭サービスをしている。こういった方々もいることにも配慮してこの条例を作る、気配りをしていかなければならない。町には色々な人達がいることを考えて作っていくことが大事。

・委員

私の場合は末端の組織、地元で何が出来るか、ここからスタートしないと考えられない。内容が具体化していると思う。先日町の総合計画を預かったがこれを見て、立派なことが書かれていたので余計悩んでしまった。自治基本条例の必要があるのか、論議する必要があるのか、総合計画を実行していけば良いのではないかと、そんな風を感じた。

・委員

私はグループで勉強会をしているが、その中である組長の話があった。回覧板を回してもなかなか廻らない、あいさつも殆どしない、それでも今まで不便を感じなかった。

組長になって初めてこれは大変なことだと思った。このことについてこれから1年間勉強していきたいと言う話しになった。

こういう地域もある、しかしこの地域の人達は何とかならうという意識も全くない様だ。それをどうにかしてみんなが良い町に、良い地域にしようという意識を持つようにするにはどうしたら良いだろうか。

他の地域でもこういうことがあると思う、この辺のことが条例の中に書かれていればいいかなと痛切に感じている。

ではどうしたら良いのかは分からない、組長さんなどからあいさつする、行政、役場の人達から始めるとか、難しい言葉でなく考えたい。

・委員

私も同意見です。班長会議などで言ったことは例えば広報など配るときに、毎回ではなくても良いが、ただポストに投げ込むのではなく、声をかけて直接渡しながら配る。その際ちょっとした話しをする、これが続くことで住民間の繋がりが出来てくる様に思う。特に男の人は近所つき合いがうまく出来ないかもしれない。自分が生活をするのに何に困っているかから考える。条例文になるときはそうは行かないかもしれないが、考えの基本はこうあって欲しい。気持ちが伝わって行くのではないかとそう思う。

・委員

私も同じように思っています。考えの基はそこからです。そこで地域の人と仲良くする、家庭の教育が基本ではと、何でも相談コーナーを作りたいと思った。

昨年区長の時何でも相談をしてくれと話した。また、地域で時間のある方が公民館を寄り場にして色々活動すれば交流も図れるし大事なことだと思う。

・会長

全員の方から発言を頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

・委員

今の住所に住み始めた時周りが分からなかった。そのときに班長さんの案から住民センタ

一で家族全部の顔合わせ会をした。それから良い関係が出来たと思う。今はまたそういうことが無くなっている。ゴミの出し方など、身近なことから始めることも大事だと思う。

今までこの自治基本条例を作った所で、その後変わったことなどあれば内容を教えて欲しい。

・事務局

作った後どうなったかについては調べてお送りしたい。この件について雑誌などでも紹介されているが、作る段階での条文にふれている例があるが、この委員会でも出たことだが、他の例（条文）を見てつくと何処でも似通った内容になってしまう。

また、成果としてみると基本条例そのものが個別の事業や条例では無いためか、事業を行った成果がこの条例が出来たためのものか、直接に変わった評価を見るのが難しいと感じている。

各委員から意見が出ているが、地域の特性は長い間何十年もかけて作られた中で、自治基本条例が出来たからと言って、社会的な方向が変わった訳では無い。消極的かもしれないがその効果が出るのは10年20年後かもしれない。

・会長

では効果については後日お配りすることでお願ひします。

・委員

今の意見について思い出すのは、昔東京の美濃部都政が誕生した際、福祉行政が飛躍的に変わった。しかしこれは美濃部さんが知事になったから変わったのでは無く、住民が訴えことを実現つるため高まったことが美濃部さんを選んだ、そう考えます。とすると今のニセコは条例を作ったから出来たのではなく、そういう町だから条例が出来たと考えたい。

玉村町でもこれを作ったから変わったと言うことで無く、これを住民・議会・町と一緒に作る課程での意思統一が図られれば良いと考えている。最近読んだ中で、筑摩書房吉岡忍さんの「奇跡を起こした村のはなし」を読んだ。水害を受けた村が変わっていく話しだった。

要望として 群馬の中で合併をしない町の状況や交流も1つの資料としてもいいのでは、玉村町と状況は違うかも知れないが意見交換は参考になるのではと思っている。

・委員

日常的生活の積み重ねの中で捕らえてゆくこと、草刈り、道普請、清掃など1人1人がこの自治体にとってかけがえの無い人だと、これを条例の中に盛り込むことを入れてはどうか。

・委員

通勤時にラジオでNHK時の話題を聞きながら来るが、その中でソ連の自由主義で貧富の差が激しくなり、若い人達にお金があれば何をしてもいいという、意識が蔓延していることが心配だ。日本でも経済性、効率性が求められて来た結果、地域の繋がりも希薄化して青少年の問題、防犯の問題も増えてきている。では何をすればいいのか、地域の繋がり、地域で顔の見えるおつきあい、ただし個人のプライバシーも配慮しながら進めることが必要。

引越してきたかた達もその時点では地域に参加したいと思っているのでは、しかし切っ掛けが無いまま数年経過しまう。

職員の意識改革も必要だと思うが、さらに住民事業者の自主的な行動を促せるようなことが出来たらいいと思う。

・委員

数年前PTAの役員をやったが、新設校であったので、PTAや地域にお願いをし、校庭に樹を植え、花壇を作った。目的が1つになると多くの皆さんが協力をしてくれた。しかしPTAの役員を決めようということになると、参加していた人がだんだんいなくなってしまった。目的のもてるものを考え住民参加をいただくのことを考えていければいいと思う。

・委員

行財政改革を条文に織り込むことについて前回意見がありましたが、入れることによる問題よりも、行政改革を行うのであればそれをきちんと入れ見据えて行くべきだと思う。住民の皆さんも町の財政が厳しくなるだろうとは認識していると思う。

・委員

議会でも議員は行政改革をやれやれと言って於いて、執行が案をだすとそれを否決するような時もある。原因は別としてこれでは進まない、きちんと進めないと改革は出来ない。保育所、幼稚園の民営化についても話しが出ている、民間での個性や経費でも効果がある、こういったことも入れられたらいいと思う。基本条例でなければ出来ないのでは無いか。これを元にして進められるように思う。

・会長

行財政改革の内容は項目の中に入っているのでもちらで進めて行きたい。

続いて基本条例の必要性についてご意見を伺いたい。

第1回の委員会では必要だとの意見で一致して進めて来たが、今はどう思うかについてご意見をお願いします。

・委員

事務局に伺いますが、出されている意見を例えば概ね採り入れる考えか、半分くらい入れる考えか、ここでこれは入れる、これは入れないを言いにくい。そこで事務局でこの意見を整理してまとめた上で提示してもらえると良いが。

・事務局

一覧と内容を入れお配りしてあるが、これを全て入れることは無理であると思いますので事務局で整理をさせて頂きたい。

・会長

意志の統一を図って条例化を進めて行きたい。つぎに条例のタイプとしては最高規範として位置づけることは統一意見であります、理念・実行のどちらのタイプとして作っていくかについて最高規範としても含めてどのように考えたらいいのか意見をお願いします。

・会場委員全員

最高規範として作る・理念型とする 声で意見一致したので全員で確認した。

・会長

2玉村町自治基本条例（案）に関する審議会条例（案）の9月議会への日程も含めお伺いします。

・事務局

第1回の委員会で内容を説明しているが内容は同じものです。日程的に8月までには、案としての内容を決めて行かないと間に合わない。特に7条の幹事の人数について案では若干人としているが、構成図では事務局の中の構成員について各代表2名ずつの6名としている

が、以前に意見が出ていたので改めて意見を伺いたい。

・委員

事務局の構成員の各2名は審議会へ提案したと時の内容の説明員と言うことですね。審議会委員から意見質問が出た時に、これはこういう考え方、経過、こういう意味ですと説明する。

・会長

そうです。では今後の日程は9月議会で議決後10月広報お知らせ版にて審議会委員を公募する予定です。次に条例策定課程を町のHPで公開する件について

・事務局

前回委員さんからHPで発表してはとのご意見から資料を作ってみました。

この中では・・・以下資料説明する。

この中で会議録について公表するか、しないか。するとしたらどのような表記をしたら良いかお伺いしたい。

・委員

内容は事務局が判断して発言者の名前は載せた方が良いと思う。

・会長

名前の掲載について如何でしょうか

・委員

要点筆記の議事録としてHPへも委員へも同じものを配布するのがいいと思う。

・委員

個人のプライバシーの関係もあり、発言者が誰であるかは関係なく、内容が大切であると思うので名前は必要無い。

・委員

私も今の意見に賛成で、内容が必要だ。

石川委員

名前を出して言ったことの責任を持つことと思います。

町田委員

誰が言ったかは必要ないと思う。

高橋委員

要点筆記で名前は出さない。

羽鳥委員

名前は必要ないと思う。

事務局

一人一人の発言は全て要点として捕らえている。発言者と意図するところが異なった判断の恐れがあるので、全文筆記に近い公開を考えた。

掲載する前に見て戴き意見を頂いたのち掲載する。

町田委員

事務局で判断して戴くことでいいと思う。

事務局

なるべく精査して作ることでいかがでしょう。

会長

では事務局に一任しますので精査して作ってください。
HPの件、委員名は無し、要約した会議録を作ることとしたい。

町田委員 4 1

今出来ているもの、区分から文章にすると大体出来るのではないか。良いものが出来そう
だ。まとめたものを見てそれから意見を出すことでいかがか。事務局でまとめて頂けないか。

事務局

良いわけでは無いが、お手元のものはあまり精査をしないでまとめたものです。これは事
務局で判断しないで委員さんの意見を伺いながら進める様考えて行ったことです。

町田委員

出来たものを見て、また意見を言いますから。

事務局

では組み立てさせて頂きます。委員さんからも出来たものを是非いただきたい。

前文は特に委員さんをお願いしたい、こういう思い出是非お願いしたい。

会長

今の会議日程の他に、じっくりと協議の時間をかけて行ったらどうかとの意見がありました
ので、もし要望があれば次の会議までの間で日程を組み込みますが如何でしょうか。

会場委員から

特に必要はないの声あり

会長

今の日程で行うことで追加の必要は無しとします。

次回の日程は7月7日(木)午後1時30分小会議室で行います。よろしく申し上げます。
では本日はこれで終了とします。

